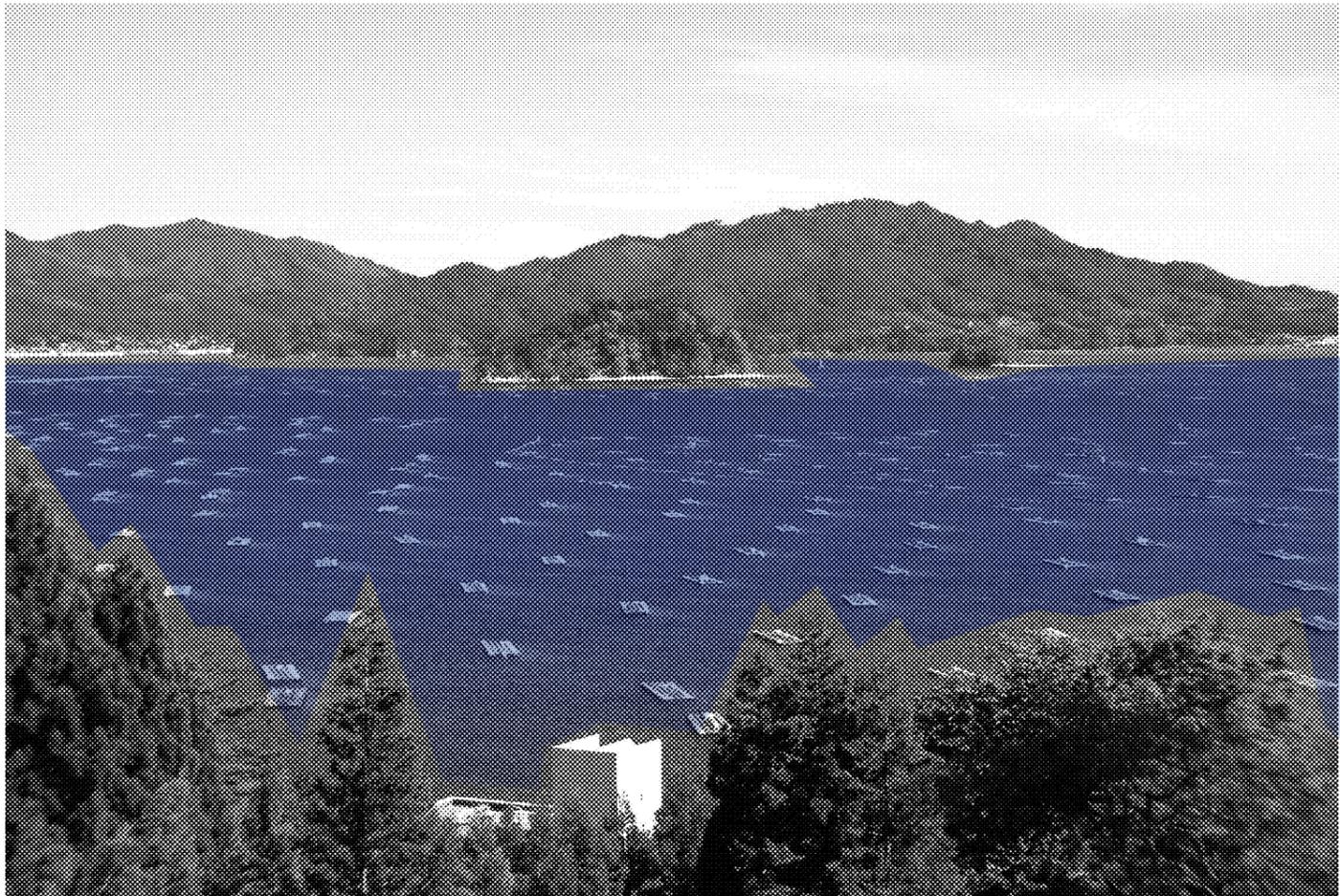


山田町復興記録誌

「別冊」

「NPO法人大雪りばあねつと事件」

その背景と教訓



カキ・ホタテの養殖いかだが一面に広がる山田湾

目次 — Contents

第一章	事件の概要……………	p3
第二章	裁判の記録……………	p14
第三章	事件の教訓……………	p23
	事件を振り返って……………	p35

第一章

事件の概要

山田町から委託された緊急雇用創出事業（平成23～24年度の2年間で12億2000万円の事業費を使い切り、6億7000万円に及ぶ不適切な支出（うち使途不明金1億8000万円）が明らかになった北海道旭川市の特定非営利活動法人「大雪りばあねっと」（以下、法人）。多方面に大きな影響を及ぼし、町政への信頼を傷つけ、町の歴史に汚点を残した前代未聞の事件の概要を、「第三者調査委員会報告書」や当時の新聞報道などをもとに振り返る。

御蔵山の無料入浴施設

山田町中心部にある「御蔵山」の名は、江戸時代に年貢米を貯蔵する蔵があったことに由来する。明治時代には山田町役場が置かれていた。高さ5メートルほどの小さな丘で、東日本大震災の際にはここに避難した数十人が津波から逃れて命を救われた。ここには震災後、避難所で生活する人のための入浴施設「御蔵の湯」が建っていた。山田町NPO事件を象徴するこの「建物」は平成27年（2015）7月に解体され、いまは山田ロータリークラブにより建設された「鎮魂と希望の鐘」と、町が設立した「東日本大震災津波犠牲者慰霊碑」、殉職した8名の「消防殉職団員慰霊之碑」がある「御蔵山復興祈念公園」として生まれ変わり、町民が亡き家族らしのぶ場となっている。

御蔵の湯は、町が法人に委託した緊急雇用創出事業として計画され、平成23年（2011）12月27日に開業した。露天風呂を備えた浴場、食堂を兼ねた休憩広間等からなるこの無料入浴施設は、町中心部に位置し、町内の仮設住宅を巡回する無料シャトルバスが運行されるなど利便性に恵まれ、一般町民や復興工事関係者、ボランティアなどを含めて1日平均400人ほどが利用するなど、憩いの場として人気を集めていた。

当時、東日本大震災で住まいを失うなどした避難者が身を寄せていた県立山田高校には自衛隊設営の仮設浴場があったが、自衛隊撤収に伴って代替施設が必要となっていた。被災地支援の一環として給湯設備（燃料も）を提供したいという大手企業の申し出を追い風として、法人の代表理事（以下、元代表理事）がその設置に向けて動いたのである。しかし緊急雇用創出事業で入浴施設を造ろうとする計画にはそもそも無理があった。



御蔵の湯の玄関



御蔵の湯の駐車場



町民の憩いの場であった「御蔵の湯」



御蔵の湯から山田湾方向を望む



御蔵の湯、食堂を兼ねた休憩広間

県社協の情報を頼りに山田町へ

岩手県社会福祉協議会(以下、県社協)からの情報を頼りに、元代表理事ら3人が初めて山田町に姿を現したのは、平成23年(2011)3月27日のことである。山田町社会福祉協議会(以下、町社協)を訪れた3人は「行方不明者の捜索活動をしたい」と申し入れたが、捜索活動は町社協の管轄外であったことから、町災害対策本部が置かれていた町役場に案内され、在庁していた沼崎喜一町長(当時)、佐藤勝一副町長(当時)を紹介された。初対面の元代表理事の印象について沼崎喜一前町長は、元代表理事の自己紹介の言葉を信用し、「岩手県から紹介されてきた」水辺捜査の専門家」ということを強く意識したと、第三者調査委員会で発言している。前町長らとの面会を果たした元代表理事は翌28日から早速、海岸での行方不明者の捜索活動などに加わり、同日の町災害対策本部の会議にも出席した。

最後まで提出されなかった 元代表理事の履歴書

平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災は、山田町にも甚大な被害をもたらした。震災記録誌「3・11」残し、語り、伝える」岩手県山田町東日本大震災の記録」によると、町における死亡者および行方不明者の合計(平成28年(2016)4月15日現在)は町全人口の約4.3%にあたる825人である。家屋の被害については、町全体の38.4%に相当する2762棟が全壊した。地震直後に発生した大規模な津波火災は町中心部などを焼き尽くし、被害拡大の要因となった。

混乱した状況が続くなか、支援活動の拠点となる山田町災害ボランティアセンター(以下、町災害VC)が震災発生から1カ月近くとなる同年4月9日に開設された。人員や設置場所の問題などを抱え、県内の被災自治体の中で最も遅いスタートだった。町災害VC立ち上げに関わった元代表理事は、センター長を補佐する副センター長のポストを得た。

この人事に関して問題になったのが、元代表理事の履歴書が提出されていなかったことだ。生年月日や経歴が確認できないまま、辞令交付が行われたのである。再三にわたり履歴書の提出を求めたが、「後で提出する」と繰り返し、結局最後まで経歴が明らかにされることはなかった。

水難事故をきっかけにNPO設立

山田町とは縁もゆかりもない存在だった法人は、どんな団体だったのだろうか。平成17年(2005)8月5日、NPO法人として北海道から認証を受け、その後、道からの権限委譲により平成23年(2011)4月から旭川市の認証法人となっていた。もともとは、川で溺れかけている人の救助にあたった元代表理事の経験がきっかけとなって、設立された組織ということである。

法人の定款には、設立の目的が次のように記載されている。「この法人は、大雪山を中心とした石狩川水系上流域の河川の空間・水面の利用、環境保全・地域の安全に関する事業および、災害・水難事故の防止、啓蒙・救助支援活動などの事業を行い、地域住民や自治体、河川管理者との連携によるネットワークづくりを推進し、この地域全体の活性化を目的として設立する」。

法人の主な活動は、数十人の会員を対象としたレスキュー講習などで、

県社協の警告は生かされず

町災害VCの開設当初から県社協には、許可を受けないまま支援活動に必要な高額な物品の購入を行うなど、元代表理事のさまざまな経理処理や、他の支援団体とのあつれきなど注意を喚起する情報が寄せられていた。

当時、町災害VCの活動資金は、社会福祉法人中央共同募金会の資金で賄われていた。元代表理事がセンター長を補佐する立場にあったとはいえ、支援活動には直接関係のないカメラなどの物品を勝手に購入し、後日請求するという行為は許されるものではなかった。

これら金にまつわるトラブルに加えて法人は、町災害VCに出入りする他の支援団体を排除する動きを見せるとともに、それら団体との間で口論を繰り返すなど、トラブルを生じさせる時もあった。騒動が激しくなると、警察が出勤して対応することもあったという。

法人の行いを見過ごすことができず、平成23年(2011)5月2日、県社協の専務理事らが町を訪問し、沼崎喜一前町長、佐藤勝一元副町長と面会した。専務理事は、ルーズな金銭感覚や他の支援団体とのトラブルなど法人の行動に苦言を呈し、町災害VCからの撤退を促すように強い口調で申し入れを行ったのである。しかし前町長らの理解を得ることはできず、説得は不調に終わった。

身元を確認しないまま辞令を交付

県社協の専務理事らが町を訪れた平成23年(2011)5月2日は、町が元代表理事に3つの辞令を交付する日とたまたま同じ日だった。3つの辞令とは、山田町災害対策本部本部長、山田町沿岸域搜索担当主幹、山田町物資センター担当主幹で、任命権者は「山田町災害対策本部本部長、山田町長沼崎喜一」であった。

町幹部職員らが顔をそろえた5月9日の交付式で町長は次のようにあいさつし、元代表理事らの活動をねぎらった。

「大震災その後の大津波によって本町は甚大な被害を受けたわけでございますが、いち早く本町に駆けつけてボランティアセンターの立ち上げ、あるいは行方不明者の搜索、物資センターの支援等々、法人の皆さんには大いに助けられております」。

これらの辞令の交付によって元代表理事は、無給ではあるものの、町幹部職員としての肩書を手にし、町章入りの名刺を使用できるようになった。しかし履歴書などの提出には応じておらず、依然として身元は確認できていないままだった。

同年9月30日には、元代表理事が「山田町復興支援参与」に委嘱されたが、町議会において「緊急雇用創出事業の受託者の代表者が、委託者である町の参与というのはいかなるものか」という異論が噴出し、それに代わって「復興支援アドバイザー」という辞令が交付されるという一幕もあった。

山田町緊急雇用創出事業を受託

平成23年(2011)5月20日、町と法人は、東日本大震災で仕事を失っ

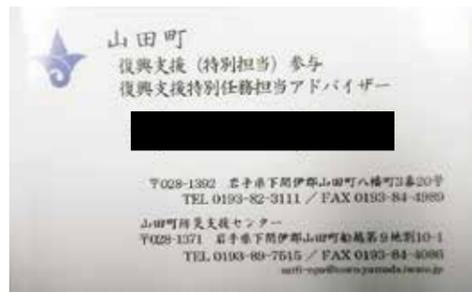
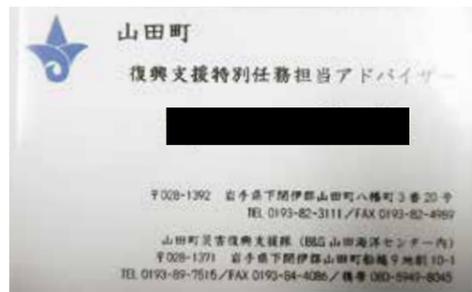
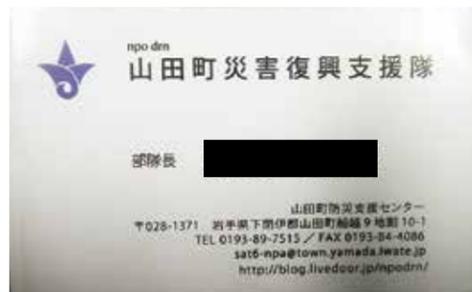
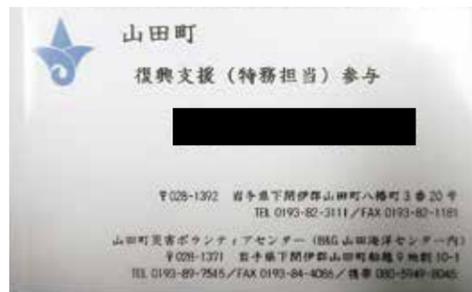
た人に雇用の機会を提供する23年度緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)に関する委託契約を締結した。法人は1500万円の予算で従業員7人を雇用し、旧山田高校体育館を活用した山田町物資センターの運営にあたることになった。

法人の登記簿、事業報告書、決算書類、代表者の履歴書などの書類を確認の上、契約を締結するというのが本来の姿であるが、ここでも元代表理事の「後で提出する」という言葉をうのみにし、確認は後回しにされた。

その後、国の政策の後押しや御蔵の湯開業等によって、事業は急拡大を遂げた。その都度契約変更によって予算が増やされ、従業員は増加の一途をたどった。御蔵の湯開業を1週間後に控えた同年12月20日には3回目の契約変更が行われ、予算は2億6000万円に増額されて、従業員の雇用は148人にまで膨らんだ。23年度事業費は最終的に4億3059万円にまで増額されたが、これは当初予算(1500万円)に比べて実に29倍の規模である。



法人が運営を任された山田町物資センター



元代表理事が使用していた「町章入りの名刺」4種類

当初は一日置かれるときもあった

町からの事業委託を受けて法人は、山田町災害復興支援隊（以下、支援隊）を名乗り、新たな活動を開始した。町物資センター（のちの災害備蓄センター）の運営にあたるとともに、海辺での震災犠牲者の遺体捜索活動などで力を発揮した。発見した遺体は40体に及ぶなど、捜索現場では自衛隊からも一目置かれる存在になっていたようだ。

支援隊は、部隊長の元代表理事を頂点とするピラミッド型の組織であった。部隊長、ナンバー2の副隊長の指揮下には、活動内容別に、複数の小隊で構成された災害特務、管理、支援第1、支援第2の計4中隊を配置。隊員（従業員）は、黒と黄色の制服を着用し、行方不明者の捜索活動や御蔵の湯、JR陸中山田駅裏仮設店舗等の運営、仮設住宅への配食サービス、町内の巡回パトロールなどの活動に取り組む一方、イベント会場での交通誘導や町内の草刈りなどにも動員された。

隊員の賃金は日給月給制で、一般従業員には日給6000円が支給された。役職者（小隊長以上）には月3万円の役職手当、捜索・救助が月に一度でもあれば特殊手当（月2万円）、大型免許所持者に支給される大型手当（同）のほか、休日出勤、出張、警備などの各種手当が支払われた。賞与が支給されることもあった。

船越地区の町営体育館（以下、町営体育館）に置かれた山田町防災支援センターは、支援隊の活動拠点であり、本部が置かれていた場所である。元代表理事や副隊長ら幹部職員は、この施設の隣接地にあったケビンハウスを町から無償で借り受け寝泊まりしていた。

この活動拠点を巡っては、委託費から1億3000万円近い資金を法人が独断で投入し、町の許可を得ないまま、大掛かりな増改修工事を行ったことで大問題となった。限られた職員しか入室できない電子ロック付

きの災害対応司令部や、入口が巧妙に隠された部屋、温水洗浄便座を備えたトイレ・洗面所など、好き勝手に施設を改造した驚くべき実態が明らかになっている。

リース業を看板とするダミー会社

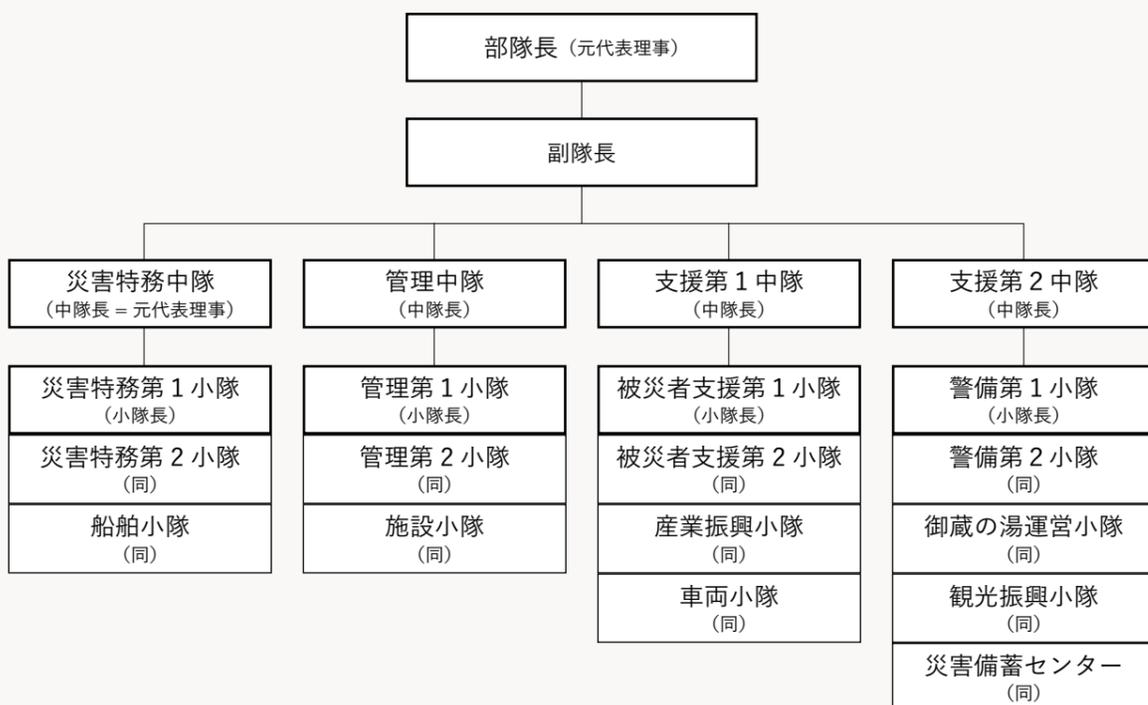
緊急雇用創出事業の実施要領には、委託事業の対象となる事業には「建設・土木事業ではないこと」とある。「50万円以上の財産の取得は認めら

れない」という財産の取得制限も明記されている。こうした制限があるため、入浴施設の設置をめぐって元代表理事や町、岩手県の対応などが大きな問題となったのである。

元代表理事は、リース料や材料費、組み立て費などの経費の支出であれば、財産の取得には当たらないという理屈のもと、リース会社という「抜け道」を使って、制限の網をすり抜けようと画策した。「リースならできると知恵を付ける者がいたのかもしれない」。

施設設置のカギを握る「株式会社オール・ブリッジ」（以下、オール社）が設立されたのは、平成23年（2011）8月3日のことで、山田町（後に

山田町災害復興支援隊の組織図



山田町災害復興支援隊のシンボルマークをデザインしたマット



支援隊本部の事務室



支援隊本部の厨房と食堂



支援隊本部の浴室



支援隊本部には露天風呂まであった



元代表理事ら幹部が寝泊まりしていたケビンハウス



法人が設置したJR陸中山田駅裏仮設店舗



無断改築された災害対応司令部



法人から山田町に貸与されたトラック。事件後返却

石川県)に本店を置き、資本金50万円、代表取締役には、元代表理事の腹心の部下である山田町災害復興支援隊副隊長の名前があった。設立の目的には「車両・船舶・航空機のレンタル等」とあるものの、「浴場施設のリース業」の記載はなかった。しかも代表取締役の名前が町に報告されたのは設立から1年以上たつてからで、その情報は県から伝えられたものだった。法人のダミー会社であることは明らかであった。

なお、御蔵の湯開業翌日の同年12月28日、元代表理事は、法人の従業員89人に対して賞与として総額569万円ほどを支給している。法人の給与規定には賞与支払いの規定はなく、元代表理事の独断によるものである。

このボーナスの支給は元代表理事のさまざまな事業運営を示す氷山の一角に過ぎず、法人が活動拠点として借り受けていた町営体育館の大規模な無断改築、事業との関連性が疑われる遠方への多額な出張費、高級ブランド品などの物品購入など、公金である事業費を湯水のように浪費する乱脈ぶりは常軌を逸していた。その後の警察の捜査などから、事業と無関係な不動産購入や勤務実態のない親族らへの給与の支払いなど、事業費の私的流用の実態もあぶり出されている。

不適切な支出が明るみに

平成24年(2012)4月1日、町は、法人と事業費7億9000万円、24年度山田町緊急雇用創出事業の委託契約を締結した。4月13日に前金として3億9000万円(1回目)、7月13日に2億円(2回目)が、町から法人に支払われている。この支払いに関して、町監査委員から書類の一部不備の指摘があり、今回の事件が発覚する端緒のひとつとなった。

じ取り役を務めた沼崎喜一前町長の任期満了に伴う退任式が行われた日と奇しくも重なっていた。同年10月30日には、佐藤勝一元副町長も任期満了によって退任している。

監査委員からの指摘を受けて町は同年8月8日、20日の両日、元代表理事とオール社代表の町災害復興支援隊副隊長に対して、御蔵の湯の工事契約に関することや、法人が活動拠点としていた町営体育館の無許可改修、ヘリコプター場外離着陸場の無許可整備の問題についてのヒアリングを実施した。

この調査結果をもとに、町は、法人の経理を含む事務事業の指導・確認・支援の目的で、町営体育館の町防災支援センターに町職員2人を常駐させている。

同年10月15日には、県議会において2人の議員から町災害復興支援(緊急雇用創出)事業についての質問が出された。質問内容は「計画上にはない賞与が支給されているが、誰に支払ったのか」「高価なブランドもの(制服、救命胴衣、サンングラス等)をそろえる必要があるのか」「燃料費が多額な理由は」「遠方・高額な出張が多いが、それぞれの出張の理由は」など、不適切と思われる支出についての説明を求めたものであった。

前代未聞の不祥事が発覚

県議会での質問を受けて始まった町に対する聞き取り調査のなかで、県は町に対し「御蔵の湯のリース元であるオール社の代表が支援隊の副隊長のようだが、本当か」と問いただしている。町は「不自然である。当該事業に関しては直接当時の町長、副町長、総務課長から指示があったようで、町に文書などの記録はない。確認して報告したい」と答えるのが

なお、1回目の支払いが行われたのと同じ日、法人からオール社に、リース料名目の約1億円が送金された事実が明らかになっている。

2回目の支払いが行われた7月13日は、3期12年間にわたり町政のか



山田町防災支援センターが置かれた町営体育館

精一杯だった。

平成24年(2012)11月21日に行われた町との協議の中で、元代表理事は、御蔵の湯の工事業者への未払い金が存在していると打ち明けるとともに、「23年度の足りない人件費は24年度の予算で払っている」とも話した。24年度事業については、補正がなければ事業継続ができないことを明らかにするなど、資金が枯渇した法人の窮状を強く訴えた。

その後、県と町合同による聞き取り調査が行われ、県は町に対して追加資料の提出と説明を求めるに至った。同年11月28日、町は対応を協議したが、法人から関係資料の提出がないこともあり、県への回答は一部を除いて未提出となった。同日、元代表理事は佐藤信逸町長に「お金を使いつつ」と申し出た。従業員の人件費支払いなど、町は早急な対応を迫られる事態に陥ったのである。

元代表理事が「お金を使い切った」と同町長に申し出てから約2週間後の同年12月11日、この問題をマスコミが初めて取り上げ、町民はもとより、多くの県民が法人による前代未聞の不祥事を知ることとなった。

「法人が本年度途中で年間事業費約7億9000万円の大半を使い切り、雇用者140人の12月分給与を支払えない状態であることが10日分かった。町は同日の町議会全員協議会で事業費の増額補正案を12月定例議会に提案する方針を示したが、議会側の反発で見送りに(岩手日報12月11日、一部抜粋)」

翌日の朝日新聞には、次のような記事が掲載された。「町によると、11月末、県が会計調査に入った直後、法人側から資金難を打ち明けられた。137人の給料2700万円が17日に払えない、という。町は3カ月分の給料支払いなどのため1億6000万円の増額補正を検討したが、議会の反対が強く、提出をあきらめた」(朝日新聞12月12日、一部抜粋)

NPO 法人大雪りばあねっと。事件 関連年表

平成23年(2011)	3月11日	東日本大震災発生
	3月28日	元代表理事ら山田町でボランティア活動開始
	4月 9日	元代表理事が町災害ボランティアセンター副センター長に就任
	5月 2日	県社協の専務理事らが町役場を訪問し、町災害ボランティアセンターからの法人撤退を求める
	5月 2日	元代表理事に町災害対策本部員などの辞令交付
	5月20日	町が法人に23年度事業を委託。1500万円で7人を雇用
	6月10日	同事業の予算を9100万円に増額し、33人雇用に契約変更
	8月 3日	オール・ブリッジ設立(山田町)。2012年4月石川県加賀市に本店移転
	8月22日	同事業の予算を2億1000万円に増額し、90人雇用に契約変更
	9月30日	元代表理事に特別職の町復興支援参与を委嘱。2012年2月1日、町復興支援アドバイザーに変更
	12月20日	同事業の予算を2億6000万円に増額し、148人雇用に変更
12月27日	無料入浴施設「御蔵の湯」開業	
平成24年(2012)	1月25日	同事業の予算を4億3000万円に契約変更
	4月 1日	町が法人に24年度事業を委託。7億9000万円で150人を雇用
	4月13日	24年度事業の第1回目(3億9000万円)支払い
	4月13日	法人がオール・ブリッジにリース料名目で約1億円送金
	7月 8日	町長選で佐藤信逸氏が初当選
	7月14日	沼崎喜一町長が任期満了で退任
	8月 8日	元代表理事らに対する町の聞き取り調査始まる
	9月 1日	法人の活動拠点「町防災支援センター」に町職員2人の常駐開始
	9月 5日	タレスシステムアンドファシリティーズ設立(旭川市)
	10月15日	県議会で複数の県議が不適切な支出に関する説明を求める
	10月18日	町に対する県の聞き取り調査始まる
	11月26・27日	県と町合同の聞き取り調査
	11月28日	佐藤信逸町長に対して元代表理事が事業資金枯渇と申し出る
	12月11日	マスコミが事業費の使い切り問題を報道
12月21日	町が補正予算案提出を断念し、事業打ち切りを表明	
12月25日	法人が全従業員137人の解雇を通告	
平成25年(2013)	1月10日	佐藤信逸町長が事業の委託契約打ち切りを決定
	4月 2日	第三者調査委員会が検証報告書を発表
	4月	県は、法人の24年度事業費のうち約5億200万円を不適切支出と認定し、補助対象外と指摘
	5月15日	法人の破産手続き開始が決定(東京地裁)
	5月22日	町は、元代表理事を相手取り、補助対象外の事業費返還を求めて盛岡地裁に提訴
	7月19日	山田町損害賠償請求裁判の第1回口頭弁論で元代表理事は争う姿勢を示す
	9月13日	山田町損害賠償請求裁判の第2回口頭弁論で町は法人の支出の違法性を主張
	9月30日	第1回債権者集会で届け出負債総額が約7億円と判明
	10月 9日	県は、法人の23年度事業費のうち約1億6700万円を不適切支出と認定し、補助対象外と指摘
12月	町が、元代表理事に対する賠償請求額を23年度、24年度合わせて約6億6900万円とする方針を示す	
12月12日	沼崎喜一前町長、佐藤勝一元副町長が在職中の給与の一定額を返還することを表明	
平成26年(2014)	2月 3日	町が元代表理事に対する告訴状を岩手県宮古警察署長に提出
	2月 4日	元代表理事ら5人を業務上横領容疑で逮捕
	4月30日	業務上横領容疑に問われた元代表理事らの初公判
	9月18日	元代表理事の元内縁の妻とその母、ともに懲役1年6カ月の実刑が確定
	9月19日	町議会による調査報告書を本会議で報告
平成27年(2015)	4月10日	元町災害復興支援隊副隊長、懲役2年4カ月の実刑が確定
	10月27日	最高裁が上告を退け、元代表理事の母に対する懲役2年4カ月の実刑が確定
平成28年(2016)	1月19日	元代表理事に懲役6年、元代表理事の妻に懲役2年6カ月の実刑判決(盛岡地裁)
	1月29日	元代表理事が盛岡地裁の判決を不服とし控訴。元代表理事の妻は控訴せず、懲役2年6カ月の実刑が確定
	11月22日	元代表理事の控訴を棄却(仙台高裁)
12月 5日	元代表理事が最高裁に上告	
平成29年(2017)	6月10日	最高裁が上告棄却決定異議申し立てを退け、元代表理事の懲役6年の実刑が確定
平成31年(2019)	2月22日	町損害賠償請求裁判で盛岡地裁は、元代表理事に5681万円の支払いを求める判決を言い渡す(2月27日町は控訴しない方針を表明)
	3月13日	町損害賠償請求裁判で仙台高裁は元代表理事の控訴を却下、5681万円の支払いを求める判決が確定

委託契約の打ち切りを決定

山田町は平成24年(2012)12月18～19日の2日間、町営体育館に職員を派遣し、事業費を使い切った経緯などについて調査したものの、金銭出納帳がなく、資金の流れを確認することができなかった。佐藤信逸町長は、調査結果を町議会全員協議会に報告するとともに、「事業を早期に打ち切る」ことを明らかにした。

従業員に給与を支払えない切迫した状況のもと、窮余の策として町は、人件費の支払資金を確保するための事業予算の増額を求めたものの、町議会の賛同が得られなかったことから、補正予算案の提出は見送られた。町の対応を見守っていた元代表理事だが、万策尽きたことで同年12月25日、従業員137人の解雇を通告した。約束の期限を過ぎても元代表理事から関係書類の提出がなかったことから、佐藤信逸町長は平成25年(2013)1月10日、委託契約の打ち切りを決定した。

事件の真相究明を目指し、第三者調査委員会と町議会による調査特別

委員会が発足し、調査・検証が行われた。第三者調査委員会による報告書は同年4月にまとめられた。町議会による調査特別委員会では会合を重ね、平成26年(2014)9月、第3回議会定例会において、調査報告書として提出され、議員発議による「NPO法人問題の原因の指摘、町への提言と議会の決意を示した決議」を可決している。

平成25年(2013)12月12日には、沼崎喜一前町長と佐藤勝一元副町長が記者会見を開き、自らの責任を認め、在職中の給与の一定額を返還することを明らかにした。

町は、補助金返還に関連し、元代表理事を相手取り損害賠償請求訴訟を起こすとともに、オール社と法人破産管財人に対して御蔵の湯の明け渡しを、旭川市の株式会社タレスシステムアンドファシリティーズ(以下、タレス社)に対しては不動産購入費の賠償を求めて提訴した。また、事業費に関して多額の私的流用があったとして、元代表理事に対する告訴状を平成26年(2014)2月3日、岩手県宮古警察署長に提出するに至ったのである。

裁判の記録

山田町から支払われた委託金のうち3000万円を着服したとして岩手県警は平成26年(2014)2月4日、NPO法人「大雪りばあねっと」(以下、法人)の元代表理事ら5人を業務上横領容疑で逮捕した。1年以上にわたる捜査の結果、逮捕者8人、起訴6人に上った。起訴された6人全員が実刑判決を受けて服役した。3000万円横領容疑で逮捕された元代表理事の義弟と、破産法違反容疑で逮捕された法人元従業員の女性は不起訴処分となっている。

刑事裁判

元代表理事らの公判

山田町から振り込まれた委託料3300万円を横領した事件で、業務上横領罪に問われた元代表理事と元代表理事の妻、元支援隊副隊長に対する初公判が平成26年4月30日、盛岡地方裁判所(以下、盛岡地裁)で開かれた。

冒頭陳述で検察側は、「元代表理事は平成24年(2012)7月20日、町から支払われた委託料300万円を引き出し、自宅建設用土地(売買契

に給与名目で計1006万円を支払ったとする追起訴分が審理されたが、元代表理事と妻は起訴内容を否認。元代表理事と共謀し、3000万円横領した罪に問われた元副隊長については、分離して公判を行うことになった。

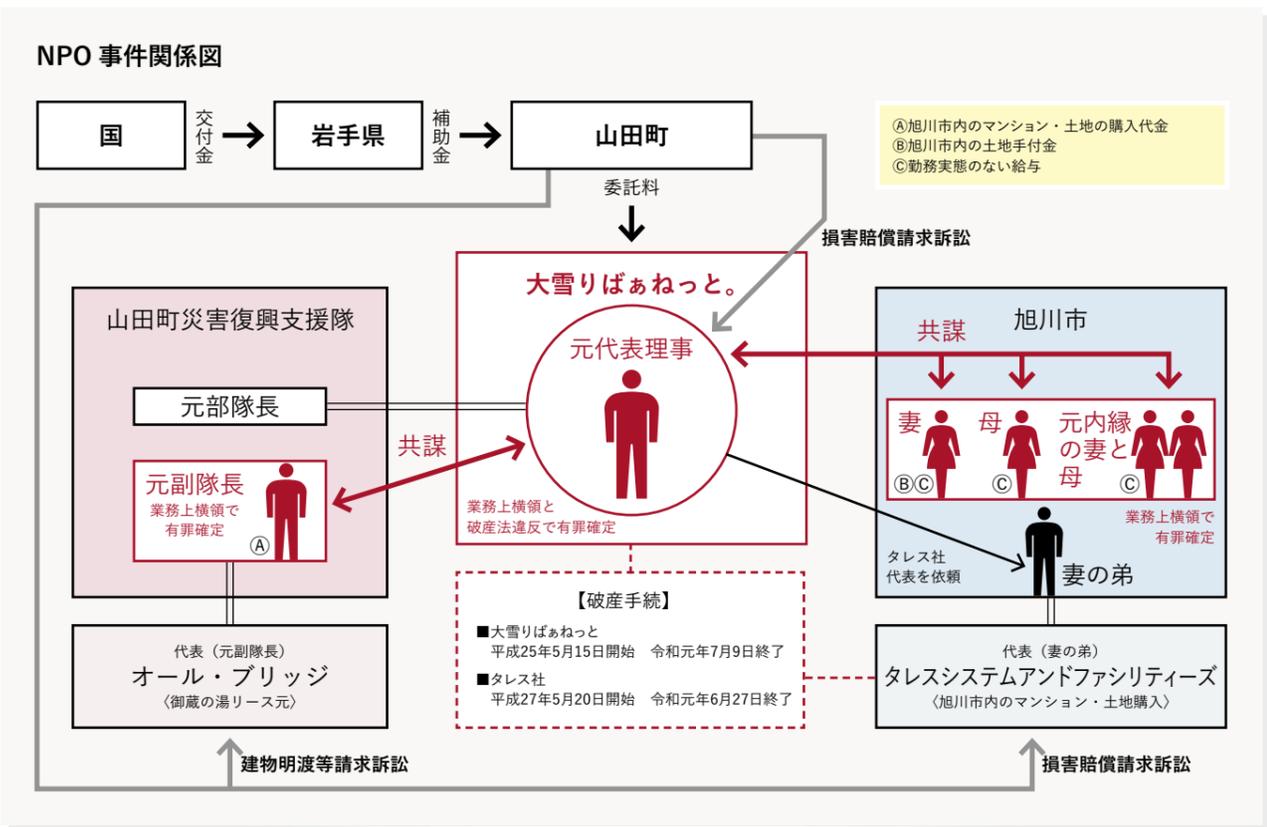
その後の公判では、関係者への証人尋問が行われた。勤務実態がないにもかかわらず給与名目で事業費を受け取ったとして、業務上横領罪に問われた元代表理事の元内縁の妻とその母への証人尋問で2人は「勤務実態がなかった」と証言した。元副隊長も、3000万円の送金は元代表理事の指示だったことを明らかにするなど、元代表理事に不利な証言が相次いだ。

元代表理事に対する初めての被告人質問が行われたのは同年7月16日のことである。元代表理事は、旭川市内の土地購入時の手付金として横領したとされる委託料300万円などについて、「私が立て替えた金です」と横領の意思がなかったことを改めて主張した。その後の公判でも引き続き元代表理事に対する被告人質問が行われ、勤務実態のない親族らに給与を支払ったことについては、「何か起きた時のために待機などをしてもらっていたので、給与の支払いは妥当だった」と述べた。また、委託料で購入した水上バイクを、隠匿したとされる破産法違反について問われると、「(十和田市の男性が)購入を希望したので運び出した」と隠匿の意思がなかったと主張するなど一貫して否認を続け、最後まで謝罪や反省の言葉を口にすることはなかった。

一方、公判のなかで元代表理事の妻は元代表理事とは対照的に、「当時は手探り状態だった。関係者の方には申し訳ないことをした」と反省の態度を示していた。

約)の手付金に充てるよう妻に指示。妻は不動産会社に300万円を支払った。また元代表理事は、元代表理事の母が住むためのマンションを購入する目的で、同年10月、委託料3000万円を、元代表理事の義弟が経営するタレス社に送金し、元副隊長に支払いを指示した。元副隊長は、旭川市内のマンションと自宅建設用土地の残金として不動産会社に3000万円を支払った。元代表理事らは町からの委託料以外に不動産購入に充てる資金はなかった。委託事業を装うために実態のないリース会社を設立し、発覚を免れようとした」と主張した。

これに対して元代表理事は、送金や不動産購入の事実は認めたものの、「3000万円は監視カメラのリース費用を払うためのもので、(事業の)立て替え金」と主張し、妻、元副隊長とともに、横領の意思を否定した。平成26年(2014)7月9日の公判では、勤務実態のない家族ら3人



元代表理事に懲役6年の判決

業務上横領と破産法違反(詐欺破産)の罪に問われた元代表理事、業務上横領罪に問われた元代表理事の妻に対する判決公判が平成28年(2016)1月19日、盛岡地裁で行われた。岡田健彦裁判長は元代表理事に懲役6年(求刑懲役8年)、元代表理事の妻に懲役2年6カ月(同3年6カ月)の実刑判決をそれぞれ言い渡した。

判決によると、元代表理事は平成23年(2011)11月から同24年11月にわたり、町が支払った委託料から、不動産の購入費や勤務実態のない親族への給与、事業と関係のないスーツ代金などの支払いで、計約5400万円を横領した。元代表理事の妻は元代表理事と共謀し、勤務実態のない親族への給与の支払いと土地購入の手付金支払いに関与した。また元代表理事は、浮棧橋4基のほか15点(購入価格合計1520万円)を青森県十和田市内に搬送させるなどして、法人財産を隠匿した。

同裁判長は「被告(元代表理事)は多額の委託料の前払いを受けたことを奇貨(注・利益をもたらすめつたにない機会)として、多数回にわたり横領した。被害回復の見込みは乏しく、東日本大震災で被災した家族や住居、職場を失った人々の生活再建のために使われるべき資金であったが、復興関係者としての立場を悪用して私的な用途に充て、被災者や国民の思いを踏みにじる身勝手な悪質な犯行といえる」と厳しく断じた。求刑よりも刑を軽くした理由については「震災直後の混乱する被災地で、行方不明者の捜索や浴場施設運営の業務に当たり、地域に貢献したことなど酌むべき事情を考慮した」と述べた。県や町の調査で約6億7000万円の不適切支出や1億8000万円の使途不明金が判明しているが、刑事事件として起訴され盛岡地裁の判決で認められた横領額はそのごく一部にとどまった。

元代表理事の上告棄却で実刑確定

平成28年(2016)1月29日、元代表理事は、盛岡地裁の判決を不服として仙台高等裁判所(以下、仙台高裁)に控訴した。元代表理事の妻については、検察、被告人側の双方が控訴しなかったため、盛岡地裁の判決が確定した。

元代表理事の控訴審判決で、仙台高裁は同年11月22日、盛岡地裁の判決を支持、被告側の控訴を棄却した。同年12月5日、元代表理事は仙台高裁の判決を不服として最高裁に上告している。

最高裁第二小法廷は、平成29年(2017)5月17日上告棄却、同年6月10日異議申立てを却下し懲役6年の刑が確定した。

元山田町災害復興支援隊副隊長にも実刑判決

緊急雇用創出事業費3000万円を旭川市内の土地とマンション購入に流用したとして、業務上横領罪に問われた元支援隊副隊長に対する公判は平成26年(2014)9月29日、盛岡地裁で開かれた。検察側は「元代表理事の側近として、犯行の重要部分に関わった」とし、懲役3年6カ月を求刑。弁護側は「元代表理事の指示で、手伝っただけ」と横領の意図をあらためて否定した。

盛岡地裁は同年11月4日、元副隊長に懲役2年4カ月の判決を言い渡し、弁護側は即日控訴した。

控訴審判決は平成27年(2015)3月26日、仙台高裁で開かれ、一審判決を支持し被告側の控訴を棄却。元副隊長は上告せず、同年4月10日、盛岡地裁の懲役2年4カ月の判決が確定した。

元代表理事らによる業務上横領・破産法違反事件の刑事処分

容疑	起訴内容	元代表理事	元代表理事の妻	元支援隊副隊長	元代表理事の母	元代表理事の元内縁の妻	元代表理事の元内縁の妻の母
3000万円の横領	マンション・土地の購入代金	有罪	不起訴	有罪	不起訴		
300万円の横領	土地の手付金	有罪	有罪	不起訴			
200万円の横領	マンションの手付金	不起訴	不起訴	不起訴	不起訴		
466万1986円の横領	勤務実態のない給与	有罪	有罪		有罪		
269万3563円の横領	勤務実態のない給与	有罪	有罪			有罪	
270万8606円の横領	勤務実態のない給与	有罪	有罪				有罪
1016万7044円の横領	事業と関係のない被服類購入	有罪	不起訴				
64万6800円の横領	事業と関係のない指輪購入	有罪					
49万6650円の横領	事業と関係のない指輪購入	不起訴					
1520万4664円・破産法違反	NPO法人の物品を隠匿	有罪					
	処分	懲役6年	懲役2年6カ月	懲役2年4カ月	懲役2年4カ月	懲役1年6カ月	懲役1年6カ月
	決定裁判所	最高裁	盛岡地裁	仙台高裁	最高裁	盛岡地裁	盛岡地裁

元代表理事の母の上告を棄却

勤務実態がないのに給与名目で計466万円を受け取ったとして業務上横領罪に問われた元代表理事の母の公判が平成26年(2014)8月19日、盛岡地裁で開かれた。元代表理事の母は「働いて得たお金である」と横領の意思を否認した。

盛岡地裁は平成27年(2015)2月24日、懲役2年4カ月(求刑・懲役3年6カ月)の実刑判決を言い渡した。元代表理事の母は判決を不服として、即日、仙台高裁に控訴している。

控訴審判決は同年7月9日、仙台高裁で開かれ、懲役2年4カ月とした一審盛岡地裁判決を支持し、控訴を棄却した。

元代表理事の母は同年7月21日、一審判決(懲役2年4カ月)を支持した仙台高裁判決を不服として、最高裁に上告したが、同年10月27日、最高裁第三小法廷が上告を退けたことにより、仙台高裁判決が確定している。

元内縁の妻らの執行猶予は認められず

勤務実態がないのに2人で約540万円の架空給与を受け取ったとして業務上横領罪に問われた元代表理事の元内縁の妻とその母の公判が平成26年(2014)7月15日、盛岡地裁で行われた。2人は「間違いありません」と起訴内容を認め、争わない姿勢を示した。

同年8月11日の公判で検察側は、公金と知りながら旅行や高額食器購入に充てるなど浪費を繰り返し、逮捕後も元代表理事と口裏を合わせるとした犯行は悪質と主張し、2人に懲役2年6カ月を求刑した。弁護側は「元代表理事の指示に従っただけで、反省している」と執行猶予付きの

判決を求めたものの、同年9月3日、2人に懲役1年6カ月（求刑懲役2年6カ月）の実刑判決が言い渡された。2人は控訴せず、同年9月18日、盛岡地裁の判決が確定した。

民事裁判

山田町損害賠償請求事件

県は、平成23～24年度の事業費約12億2000万円のうち約6億7000万円を不適切な支出と認定し、補助対象外と指摘した。町は、県からの求めに応じて補助対象外と指摘された約6億7000万円を返還した。町は、元代表理事に対して損害賠償請求訴訟を起こした。損害を取り戻せる可能性は少なかったが、元代表理事の責任を追及する姿勢を示したものである。裁判で争点となったのは、使途不明金を含む不適切な支出について、NPO法人の代表者個人の責任を問うことができるかということだった。

町が元代表理事を相手取り、県から補助対象外（24年度分）とされた約5億2000万円（のちに約6億7000万円に増額（23年度分）変更）の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が平成25年7月19日、盛岡地裁で開かれた。

町は、「事業との関連性が明らかにされていない支出については、元代

表理事の不法行為が成立する」などと主張した。元代表理事側は、「町が了承して行った事業なので、不適切な支出も過失もない」「不適切の判断基準が定かでない」などと主張し、全面的に争う姿勢を示した。

平成28年（2016）12月1日、盛岡地裁で弁論準備手続きが行われ、町損害賠償請求、タレス社損害賠償請求のほか2件の事件について併合して進められることになった。

5681万円の支払いを命ずる

平成30年（2018）5月11日、盛岡地裁は、元代表理事が服役している施設において出張尋問を行った。元代表理事は、弁解に終始したという。同年7月20日には、町職員に対する証人尋問も行われている。

同年10月12日に裁判は結審し、平成31年（2019）2月22日、盛岡地裁において、「元代表理事は5681万4734円を山田町に支払え」などの判決が下された。町は元代表理事に約6億7000万円の損害賠償を求めていたが、判決で認められたのはその一割にも満たない金額だった。

町側は、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、第三者が損害を受けた場合には、代表者個人の責任を問うことができるので、NPO法人の場合も同様に代表者が一定の責任を負うべきだ、と主張したが、裁判では認められなかった。また、実質的に法人と元代表理事とは同一であり、代表者の責任を問うことができると訴えたものの、同様に認められなかった。

請求が認められたのは、勤務実態のない従業員への給与のほか、高級ブランドスーツや高級ブランドの指輪の購入など刑事事件で業務上横領と認定された部分が主であり、新たに損害が認められたのはわずかだっ

NPO 法人をめぐる主な民事訴訟

訴訟内容	原告	被告	判決
損害賠償請求事件。県は、平成23、24年度の事業費約12億2000万円のうち約6億7000万円を不適切な支出と認定し、補助対象外と指摘。町は、県からの求めに応じて約6億7000万円を返還した。町は、破産手続き開始に伴って法人への補助金返還請求を断念し、元代表理事を相手取り、損害賠償請求訴訟を盛岡地裁に起こした。	山田町	元代表理事	盛岡地裁は平成31年（2019）2月22日、元代表理事に対して、山田町に5681万4734円の支払いを求める判決を言い渡した。町は「事業と関連性が明らかでない支出については、元代表理事の不法行為が成立する」と主張したが、元代表理事の賠償責任を認めたのは、勤務実態のない給与支払いなど一部にとどまった。その他については「違法性を具体的に裏付ける主張、立証が十分ではない」として、訴えを退けた。同年3月13日、仙台高裁は元代表理事の控訴を却下し、盛岡地裁の判決が確定した。
損害賠償請求事件。元代表理事は、町から振り込まれた事業費のなかから3300万円を、義弟が経営するリース会社「タレス社」（旭川市）に不正に送金し、着服した。この資金は、事業と無関係な旭川市内のマンションや土地の購入代金などに充てられた。町は、同社を相手取り、マンションと土地購入費用など3300万円の賠償を求めて、盛岡地裁に提訴した。	山田町	(株)タレスシステム アンド ファシリティーズ	盛岡地裁は平成31年（2019）2月22日、同社が破産手続き中だったことから、「タレス社に対して町は3300万円の破産債権を有する」とし、町の訴えを認める判決を下した。
建物明渡等請求事件。町はオール社、法人破産管財人を相手取り、「御蔵の湯」明け渡しを求めて、盛岡地裁に提訴した。オール社と法人破産管財人が、御蔵の湯などの所有権を巡って争うなか、オール社の物件売却の動きを阻止することが、提訴の主な目的だった。	山田町	(株)オール・ブリッジ 法人破産管財人	盛岡地裁において平成26年（2014）12月18日、町、オール社、法人破産管財人による和解が成立。建物について町の所有権が認められた。

た。それ以外の損害について裁判所は「違法性を具体的に裏付ける主張、立証が十分ではない」として、残りの請求については町側の訴えを退けたのである。

盛岡地裁の判決を受けて佐藤信逸町長は同年2月27日、「町の主張の一部ではあるが認められ、これ以上の返還も見込めないことから、控訴はしない」と述べた。

平成31年(2019)3月13日、仙台高裁は元代表理事の控訴を却下し、盛岡地裁の判決が確定した。

タレス社損害賠償請求事件

町は平成26年(2014)3月25日、旭川市の元代表理事の義弟が代表取締役を務めるタレス社に対し、マンションと土地を購入した費用など3300万円の賠償を求め、盛岡地裁に提訴した。同年5月9日の第1回口頭弁論では、タレス社側は欠席し、答弁書で請求棄却を求め、認否は「調査の上、追ってする」とした。その後の弁論準備手続きを経て、山田町損害賠償請求事件などと併合して盛岡地裁で裁判が進められることになった。

盛岡地裁は平成31年(2019)2月22日、タレス社が破産手続き中だったことから、「タレス社に対して山田町は3300万円の破産債権を有する」とし、町の訴えを認める判決を下した。

「御蔵の湯」明け渡しを求めて提訴

町は平成26年(2014)1月21日、オール社と法人破産管財人を相手

取り、「御蔵の湯」の明け渡しを求める訴訟を、盛岡地裁に提起した。

町が訴えを起こしたのは、法人の破産管財人とオール社が御蔵の湯などに係る所有権を巡って争うなか、オール社が係争中の物件を売却しようという動きがあり、それを防止することが目的であった。もともと御蔵の湯は、町が法人に提供した資金をもとにしたリース代でオール社が建設したもので、法人とオール社に対して建物の引き渡しを請求できるというのが、町の主張である。

当初、オール社側は、請求棄却を求めて争う姿勢を示していたが、口頭弁論と弁論手続き準備を重ねるなかで、和解に応じる姿勢に転じた。法人破産管財人側も和解に応じる姿勢を示した。

町、オール社、法人破産管財人の三者による協議の結果、建物については町の所有権を認めて引き渡されることになったほか、建物から運び出すのが難しい備品を除く動産などについては破産管財人側が売却することで基本合意に達し、同年12月18日に和解が成立した。

この和解を受けて平成27年2月までに御蔵の湯の明け渡しを終了し、同年5月から建物の解体工事が始まり、同年7月に工事が完了した。無償で提供されたボイラーは、提供元の企業に引き取られている。



事業休止を受けて休業した御蔵の湯

破産債権届け出と配当

法人破産では債権者に配当なし

法人は平成25年(2013)5月10日、東京地方裁判所(以下、東京地裁)に対して破産申し立てを行い、同月15日に手続き開始が決定。これに伴って町は、約5億521万円の破産債権届出書を提出した。その後、破産管財人の申し立てによって、盛岡地裁宮古支部、町の立ち会いのもと、オール社の占有移転禁止の仮処分が行われ、町営体育館に保管されていた動産類の移転が禁止された。

同年9月30日、第1回債権者集会在東京地裁で開かれ、債権者13人が出席した。その中で最大の債権者は山田町であった。破産管財人からは「現金は65万7230円、動産、不動産等は調査中で詳細不明」であることが報告された。その後、町は、破産管財人に対して当初の破産債権に約1億6749万円を追加する「破産債権届出書」を提出している。

平成26年(2014)11月4日、町営体育館に保管されていた物品の搬出が完了し、同体育館が町に明け渡された。同体育館内動産売却代金は約580万円(うち仮処分約345万円)であった。

債権者集会は年平均2回のペースで進み、令和元年(2019)7月7日の第14回債権者集会で破産管財人の任務が終了した。この集会に出席した債権者は山田町のみだった。破産管財人からは、「山田町、十和田

市、旭川市の動産をできる限り回収し、入札により売却した結果、合計約805万円が回収できた」「タレス社を被告とした3000万円の返還請求は、盛岡地裁で山田町とともにタレス社への債権が確定し、約758万円の簡易配当を受けた」などの報告があった。最終的には、破産管財人への報酬を含め破産手続きの費用が合計2100万円となり、債権者への配当なし、という結果だった。

タレス社破産債権として配当834万円

タレス社は平成27年(2015)5月8日、旭川地方裁判所(以下、旭川地裁)に破産申し立てを行い、同月20日に破産手続き開始が決まった。これを受けて町は、3300万円の破産債権届出書を提出した。

同年8月27日には第1回債権者集会在旭川地裁で開かれ、破産管財人から「一般債権が10件、約7000万円」「土地の売却先を探している」などの報告があった。その後、破産管財人は、元代表理事を相手取り、旭川市内のマンション明け渡しを求める訴訟を提起。粘り強く交渉を重ねた結果、引越越し費用を負担することを条件に、マンション明け渡しの和解が成立した。平成30年12月の債権者集会で「マンションが2000万円で売却できた」との報告があった。それに先立って旭川市内の土地が約658万円で売却されたことが明らかになっている。

令和元年(2019)6月27日の第13回債権者集会で破産管財人の任務が終了し、町は約834万円の簡易配当を受けた。

第三章

事件の教訓

第三者調査委員会で問われたものは何か、報告書の中で訴えたかったことは、などについて同委員会の宮健委員長^{みやけん}に、裁判で町の代理人を務めた弁護士らには、事件に関連した民事裁判の争点などについて、それぞれお聞きした。また再発を防ぐためには何が必要か、町は事件から何を学ぶべきか、などについても貴重な意見を頂いた。

第三者調査委員会の宮健委員長

山田町第三者調査委員会が必要とされた理由をお聞かせください。

平成25年(2013)1月早々に、佐藤信逸町長からの連絡を受け、盛岡でお会いしました。佐藤町長が就任して間もなく、法人に関するいろいろな問題が出てきて、前町長時代の負の遺産を早く解決し、復興に専念したいという思惑があったと思います。当時、オリンパスの粉飾決算や大王製紙の横領事件、食品の産地偽装などの問題が相次いで起こり、調査・

検証を行う第三者委員会をつくるのが、全国的な流れになっていました。正義感もあり、一肌脱ぐつもりで(佐藤町長からの要請を)引き受け、山田町第三者調査委員会が平成25年(2013)1月に発足しました。あくまでも、第三者ですから公平性を基本として、ことに当たりました。

第三者調査委員会では何が問われたのでしょうか。

町がNPO法人に権限を委託したことが果たして良かったのか。元代表理事は求められても履歴書の提出に最後まで応じず、旭川市でどうい



町営体育館に保管されていたポータブルキャブス(消火器材)



法人が保有していた大型ボート



町営体育館に保管されていた空気ボンベ



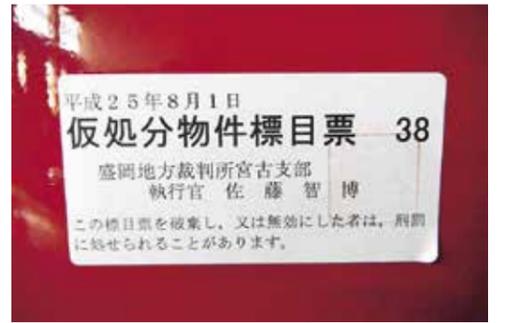
町営体育館の脇に置かれていた水上バイク



町営体育館に保管されていた冷凍冷蔵庫



町営体育館に保管されていたピザ焼き窯



ピザ焼き窯に貼られた仮処分物件標目票

う事業を行っていたかが分かる経歴書についても、町が取り寄せた形跡もなかった。そうしたなかで、元代表理事にのめり込み、大きな権限を与えて、復興事業を進めたことは良かったかどうか。東日本大震災という大混乱のなかでも、行政当局として、最後に守らなければならぬことがあったはずだ。5億円、7億円というお金を預けるわけですから、本当にこの人に頼んでいいのかとか、最終的な判断が的確に行われていたのかどうか。町が重用した元代表理事に対する調査、町が法人に事業を委託したことに対する調査、この二つが大きな課題でした。

町は法人の経歴などを問い合わせることもしなかった。チェックが甘かったと言われても仕方ないですね。

町の調査が行き届いていなかったということです。元代表理事が信頼に足る人物かどうか分からないまま、事業を委ねた原因を追究しなければならなかった。第三者調査委員会で法人の決算書を取り寄せてみたら、書類の形式が整っていませんでした。それひとつ見ただけで、(元代表理事は)経営感覚がなく、大きな仕事を処理できる能力のある人間とは思えませんでした。混乱のなかにあっても、町の責任として、事業を委ねていいのか、しっかり調査して事業を進めるべきだったと思います。

報告書をまとめる際にポイントとなった点は、何でしょうか。

元代表理事が町の重要なポストに就いた経緯、不動産の取得に制限が明でなかったことはざんきに堪えないと思います。コロナ感染者へのネットでの誹謗中傷が問題になっていますが、私に対しても、どうして元代表理事に会わないのか、旭川市に出向いて会えばいいのではないかと、というような批判めいた書き込みを目にすることもありました。

今回の事件についてはどのような思いをお持ちですか。

北海道からわざわざ来て、「被災地のお役に立ちたい」と県社会福祉協議会に申し出た当時の元代表理事は、初めから被災地を食い物にしようとしていたとは思っていません。最初は純粋な気持ちだったけど、どんどんお金が入って来るし、それを使い切るために、派手な研修旅行、車やボートの購入、活動拠点の改修など、自分の裁量でいかようにもお金を動かした。ある時点から元代表理事におごりが出てきた。事件を食い止める機会は何回もあったと思いますが、まわりからの忠告に前町長は耳を傾



みやけん 宮健委員長

あるなかで御蔵の湯がリース事業で行われた経緯、これらの点についての説明を中心に行いました。行政当局として、いくら混乱の最中にあつたとはいえ、こういう結末を招いたことの問題はどこにあったのか、当局の責任の所在についても触れなければなりませんでした。

報告書で訴えたかったことについてお聞かせください。

この法人の実態の究明や元代表理事とは何者かなどについての行政当局の調査が甘かった。それらを見過ごして、元代表理事を重用した当時の町長の責任をどのように追及するか。県の監督責任についても疑問を投げかける形で報告書をまとめました。もうひとつ付け加えるのであれば、町再生のために、町として今後やるべきことは何か。この事件を糧として強く復興してもらいたいということも訴えたかった。

第三者調査委員会で印象に残っていることを教えてください。

リース会社の代表者である町災害復興支援隊の副隊長、御蔵の湯を建てた建設会社の代表者、県社会福祉協議会の専務理事をはじめ、山田町の業者、一般町民など関係者10数人への聞き取り調査を行い、さまざまな情報を集めることができました。しかし元代表理事には最後まで会えませんでした。ぜひ、お会いしたいということで委員会として正式に依頼状を出しましたが、都合が悪いということで欠席でした。また法人による多額の使途不明金が明らかになっていますが、その資金の流れを解

けなかった。元代表理事の裁判の傍聴に何回も足を運びましたが、裁判の時に初めて元代表理事の姿を見て、すごくやせ細り、生気がなく、テレビで見えて知っている様子との違いに驚きました。本来は、大きなことができる太っ腹の人間ではないような印象を受けました。もうひとつ付け加えれば、法人のもとで137人の町民が、元代表理事側の人間として働いていましたが、今回の事件が町民の分断を招くことのないように、今後の復興のためにも、調和を図って、町民同士が力を合わせる。そういうまちづくりをしてほしいと願っています。

大災害の発生など混乱した状況の中で、山田町で起きたような事件が他の市町村でも起こるかもしれません。再発を防ぐためには、この事件から何を学べばいいのでしょうか。

非常時であっても、行政当局として最低限守るべきことがあります。何が正しく、何がダメなのか。誰を信用していいのか、信用してはダメなのか。非常時に備えての職員の研修や職員間の情報共有といったことが、最低限行われるべきです。それを束ねるのは町長であり、最終的には町長が決断することですが、職員は一人ひとりが責任感をもって、部課の垣根を越えて情報の共有に努める。今回の事件でも、元代表理事に任せて大丈夫だろうか、と思った職員はきつといたはず。自分だけの問題として抱えないで、上司でもいいし、同僚でもいいし、誰かに相談すべきだったと思います。職員間の信頼関係に基づいた連携プレーというか。そういうことが極めて大切だと思わせる事件でした。

山田町代理人の弁護士ら

**民事裁判では
何が問われたのでしょうか。**

山田町NPO事件に関連する裁判は複数ありますが、一番注目を集めたのは元代表理事に対する山田町からの損害賠償請求だったと思います。町の委託金について不適切な使われ方をしているということで、町が委託したのは法人ですが、使途不明金を含めて不適切な支出についての責任を、団体の代表者に問えるかどうかということが争点となった裁判でした。

**どのような方針で
訴訟を提起されましたか。**

元代表理事側から積極的に説明させ、真相を究明しようという方針で訴訟を提起しました。裁判では、これは使途不明ではないのか、事業と関係がないのではないのかという当方の主張に対して、元代表理事側は、これは団体の責任であって、個人の責任ではないという形式論に終始し、この資金はどうだったという具体的な説明はありませんでした。代表理事側に反論させることで、積極的に真相、実態を明らかにするという当方が当初目指したところには至りませんでした。

**裁判で印象に残っていることを
教えてください。**

元代表理事に対する服役中の施設内での出張尋問は印象に残っています。久しぶりに会った元代表理事は別人のようになっていました。当方からの質問には、自分が話したいことだけ話し続け、反省の態度は感じられませんでした。悪びれずに弁解に終始していたということが印象に残っています。

**今回の事件については
どのように思っていますか。**

今回の事件をきっかけとして、NPO法人とボランティアという言葉に対して、多くの町民が懐疑的な感情を持つようになりました。いわば火事場泥棒みたいな事件で、善意のボランティアにも、町民が不信を抱くようになったのは非常に残念なことです。元代表理事は懲役6年の刑が確定し、服役しているわけですが、善意の町民を裏切ったわけですから、町民の皆様のお気持ちを考えれば、もっと重い罪になっても良かったのではないのでしょうか。

事件から何を学ばばいいのでしょうか。

大震災という緊急の事態でしたので、当時の町執行部は慌てていたと思いますが、一般的な行政執行のマニュアルだけはしっかり守らなければ

**裁判でポイントになったことを
教えてください。**

裁判中の元代表理事逮捕や元代表理事代理人の辞任があり、裁判が一時空転する時期もありましたが、団体の責任を個人が負うことができるかということが一番のポイントでした。裁判で主張したのですが、NPO法人でも、第三者に損害を与えることはありえます。会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、代表者が第三者に損害を与えた場合には、法律で規定があり、代表者が責任を負うことになっています。NPO法人も同様ではないか、明文の規定がなくても、類推適用すべきであると主張しました。しかし判決では、NPO法では、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律とは違い、代表者の責任規定がないのは、代表者の責任は問えないとの趣旨であるとして当方の主張は通りませんでした。

もう一点、当方が主張したのは、法人は元代表理事のワンマン経営下にあり、法人格はあるものの、実質的には法人と元代表理事とは一緒で、元代表理事の責任を問うことができるというものでした。しかし裁判所は、100人規模で従業員を雇用して事業を行っており、団体と個人を同一視できないとして、当方の主張を退けました。制度上の限界があったとはいえ、今回のようなケースで代表者の責任を問えないという判決の結論には、違和感を感じるところもありますし、多くの方も同様の感想を持たれたと思います。

ばならなかった。本当に不幸な事件でしたが、今後の行政執行のコンプライアンスの貴重な材料になれば、今回の事件も役に立つと思っています。未曾有の災害で混乱している時期だったので、当時の町執行部の方々

もわらをもつかむ思いで、ボランティアをお願いするなかで元代表理事のような人もいた。今回、法制度上の壁も含めて、NPO法人については、(第三者の損害に対する)事後回復が難しいことが明らかになった。NPO法人に大きな金額で事業を委託する際には、定期的かつ綿密なチェックが必要だと痛感しています。



ほりあいたつ お
堀合辰夫弁護士



なかじまきみ お
中嶋公雄弁護士



おぎのゆうすけ
荻野友輔弁護士

以下、補足資料として「第三者調査委員会の提言」と「山田町議会調査報告書の指摘」の要旨を掲載する。

同じ過ちを繰り返さないために

【第三者調査委員会の提言】

① 問題の本質をよく把握すること

今回の混乱の責任は、NPO法人「大雪りばあねっつ」(以下、法人)にあることは明白である。旭川市における法人としての実績は年間事業費700万円であり、元代表理事は、簿記・会計事務などの知識に疎いことを自ら認めている。大きな組織のトップとしての実績もないままに山田町の「緊急雇用創出事業」の受託団体となり、いわゆる放漫経営により多額の穴を開けた責任は重い。

元代表理事らが山田町に支援に来た頃は、大震災、大津波、火災による被害から日も浅く、町役場職員の約半数が自らも被災者でありながら、町民の支援のために必死の活動を続けている時期であった。当然ながら役場の機能も、混乱の最中にあったことは十分理解できる。

その上であえて言えば、いくら混乱の最中にすることは避けられたと思われる。今後、同じような失敗を繰り返すことのないよう、混乱の真の原因をよく把握していただきたい。

② 山田町の信頼を早期に回復する努力をすること

今回の混乱によって、山田町は内外からの信頼を失墜し、多くの町民は心を痛めている。佐藤信逸町長は平成24年(2012)7月に町長に就任したばかりで、早々に重い課題を突きつけられることとなったが、山田町の信頼を回復するために、自ら先頭に立ってこの問題の解決に立ち向かってもらいたい。

具体的には、町の広報誌を使うなど、あらゆる手段を使って、真実を町民に説明してほしい。「ゼロから」ではなく、「マイナスからのスタート」であることを自覚し、一日も早く町民の信頼を回復し、行政と町民が一体となって大震災からの復旧・復興に向けて力強く歩み出すことこそ肝要である。

法的な責任追及などはどこまでできるかわからないし、軽々に口にするべきことではないが、町民の率直な意見には十分耳を傾けてほしい。

あったとしても、地方自治体として最低限守らなければならぬ注意義務があったはずである。法人やその代表である元代表理事を重用したことを「やむを得なかった」として片付けるには、あまりに重い現実を招いた。その端緒を作った沼崎喜一前町長、佐藤勝一前副町長らの責任は重いと云わざるを得ない。

沼崎喜一前町長は第三者調査委員会の聞き取りに際し、「退職する(平成24年7月)まで、よもやこういう不祥事が明らかになるとは想像もしていませんでしたので、本当に残念だ」と述べている。記者会見では「裏切られた思い」とも述べている。

また佐藤勝一前副町長は、同じく第三者委員会で、「どこかの時点で、お金の流れ等について何か不透明な部分があるという疑念を持たなかったか」という委員からの質問に対し、「全く持ちませんでした」と答えている。その上で、「今でも半分は元代表理事を信じている」と明

③ 責任追及については弁護士と相談すること

町による平成24年度の完了検査が終了し、県が町に対して返納を請求する金額も決まったようである。この返納金額を、そのまま法人に対して請求することは当然のことと思われる。この点については、町が委託している弁護士とよく相談してもらいたい。

法人や元代表理事に対して、法的責任を問えるかどうかは、第三者委員会として結論を出す立場にない。これも弁護士とよく相談していただきたい。元代表理事側も弁護士を依頼しているので、今後はそちらに舞台を移して進めていただきたい。

山田町が法人に対して請求権行使したとしても、先方にそれなりの財産があるかどうかは分からない。また、法人に対する債権者(売掛金や未収金を持っている会社等)も多数あり、その金額はまだ確定していないが、数億円単位になるのは間違いない。

沼崎喜一前町長、佐藤勝一前副町長ら、当時の町の幹部に対する責任追及は、結局「政治的・道義的責任」しか問えないのではないかと思われる。もちろん責任問題を放置すれば、町民感情が収まらないということもなかなかな

言している。

さらに当時の幹部職員らも、平成23年度末において、すでに多額の「未払い金」の存在があったことを見逃しており、「御蔵の湯」の設置に関する対応についても、元代表理事の「県の確認をとって進めている」という話を鵜呑みにして、県に直接確認することもしないままに元代表理事の言い分を信用するなど、注意義務を怠ったというそしりは免れない。

一方、岩手県は、23年度末の完了検査(平成24年4月11～13日に実施)において、いくつかの疑念を呈しているが、町からの回答を簡単に認める形で完了検査を終了させている。特に「単年度会計」では、前年度の未払い分は前年度の予算(資金)で精算するのが当然のことであるが、「3月の人件費などの精算に向けてべき資金が残っているか」という単純な質問すら発していない。その時点で把握できていれば、傷口を深

ので、どのような方法で「けじめ」をつけるのか十分に検討していただきたい。

県は、制度上の支出が認められない金額の返納を、ただ機械的に求めるものと思われるが、町としては本報告書を参考にし、金額の多少の減免など県と交渉する余地があるかどうかを慎重に検討していただきたい。

町長自ら県庁に向いて陳情するなど、考えられるあらゆる方法を駆使して折衝することも有効かと思われる。

④ 幹部職員の資質の向上に努めること

今回の調査・検証を通じて感じたのは、役員内における「情報の共有」や「横の連携」「縦の信頼関係」などにも問題があったことである。法人に委託した緊急雇用創出事業の担当課が当初企画財政課であり、途中から総務課に代わっており、他の幹部も、あまり関心を寄せていなかったように見受けられる。

「情報の共有」のためには、単に打ち合わせ会などを開催するだけでなく、お互いに視野を広く持って、庁内の全体の動きに対する関心を持つことなど、職員自身の資質の向上が前提で

ある。「何が重要か」「どこに目配りが必要であるか」など、問題意識に立脚した判断力を身につけることはもちろんのこと、初心に立ち返って、公務員としての基本を身につけることもなおざりにしてはいけない。

繰り返しになるが、「単年度会計」という意識を強く持っていたれば、平成23年度末にすでにこの事業は破綻していたことを見抜けたはずである。平成24年(2012)4月13日に、年間予算の約半分を前払い金として交付したことは、どう考えても疑問が残る。その多くが、実は前年度の後始末に使われていたという事実がある。だから、元代表理事の方は、途中で資金が枯渇することを知っていたことになり、町がそれに気が付かず結果的に元代表理事に振り回されたことになる。

このような失態を繰り返さないためにも、外部の専門家の意見を取り入れながら、職員の資質・能力の向上に努めると同時に、必要に応じた組織の再編なども考慮していただきたい。

⑤ 補助金の使い方にも 厳しい目を持つこと

緊急雇用創出事業の財源は、100%国が財政

視の目が行き届かず、不適切な人件費の使い方や、不透明な旅費・交通費の使い方が多く見られたという意味である。

「御蔵の湯」というのは、本来、緊急雇用創出事業で取り上げるのは無理なプロジェクトであったという意味である。本文で述べているので繰り返しになるが、どう考えても「リース料」や「材料費」で処理できる案件ではなかったと考えられる。結果がそれを証明しているとも言える。

いずれにしても、1年半(平成23年(2011)5月～平成24年(2012)11月)で12億2200万円という補助金の使い方について、あらためて考えさせられている。

平成24年度の7億9100万円という金額は、山田町の37に及ぶ緊急雇用創出事業の3分の2に当たる。岩手県全体で見ても、5本の指に入る金額である。

提言でも述べているが、例えば、市町村の事業の場合、金額の上位5番目までは、特別監視の必要な事業にするとか、岩手県の場合でも上

負担している。このことが、「雇用を生み出せば、金はいくらでも来る」という安易さを生み出していることは否めない。これは、緊急雇用創出事業や、山田町に限ったことではなく、補助金行政全般について言えることでもある。

もちろんすべての事業について監視の目を行き届かせることはできないが、例えば町の委託事業のうち、金額が突出している事業とか、1億円を超える事業とか、あるいは上位5位までの事業とか独自の基準を設定し、それらについては監視の目を厳しくするなどの施策をとることを提案したい。

このことは、県についても同じことを施策として取り上げてもらいたいと思っている。市町村の責任だといって突き放す前に、「特に監視すべき委託事業」についての基準を作ってもらい、県・市町村が一体となって「税金の効果的な使い方」を監視する体制をぜひ作っていただきたい。(第三者調査委員会「報告書提言」より)

報告書を書き終えた現在の心境を素直に表現すると、法人との関係を深めて行った当時の町長・副町長・幹部職員に、どこかで立ち止まっていた「冷静さ」と、どこかで引き返す「勇気」がなかったかということである。

もちろん今回の不始末を招いた第一の責任は、位10番目までは県が直接監視する制度を導入するとか、なんらかの措置が必要ではないだろうか。私は他の補助金制度(国、県など)の審査などに関わる機会もあるが、個人的にはいつもそう思っている。県や市町村の幹部職員や担当者には、常に「財源は国民の税金」という感覚が必要であり、どうすれば有効に機能するかという観点から判断してもらいたいものだと思う。(第三者調査委員会「報告書 おわりに」より)(平成25年(2013)4月2日付)

放漫経営を行った法人にあることは明白である。最初は純粹に「被災地のお役に立ちたい」という心情で山田町に来たと思われるが、緊急雇用創出事業の受託者となってからは、その財源が国民の貴重な税金であることも理解せず、放漫な経営にのめりこんでいった責任は重い。

元代表理事が山田町に来た頃の被災地は、「猫の手も借りたい」ような状況であったことは理解できる。しかし、ある程度月日が流れ、やや落ち着きを取り戻した段階で、当時の町長以下幹部職員の誰かが、「冷静さ」と「勇気」を持ってもらいたかったと思う。

もちろんこれらのことは、「今だからそんなことが言える」と言われるかもしれないが、世の中には「結果責任」というものがある。

いま私(宮)が考えているキーワードが3つある。それは、「現場力」「遠隔地のNPO」「御蔵の湯」である。

「現場力」というのは、「現場力だけで人物評価をしてはいけない」という意味である。「現場力」よりも、もっと広い視野で、「管理能力」や「総合力」「人間力」などを評価してもらいたかったという思いが強い。

「遠隔地のNPO」というのは、遠隔地(旭川市)に本拠を置くNPO法人に委託したために監

同じ過ちを 繰り返さないために

【第三者調査委員会の提言】

問題が起きた原因は何処に

【山田町議会調査報告書の指摘】

① 元代表理事の 身元確認等について

元代表理事の身元確認を行わないまま、主幹、参与等に任命し重用したことが、この問題の大きな発端であると考ええる。

当委員会が行った聞き取り調査に対して前執行部は「震災直後にいち早く山田町に入り、行方不明者の捜索などを行ってくれた法人に対し、感謝の念が大きかった。履歴書の提出を催促したが、最後まで提出されないままになってしまった」とのことである。

しかし、任命行為をするにあたっての身元確認は必須である。履歴書の提出がなされなかった、そして運転免許証のコピーさえも拒否された時点で踏みとどまることができたのではないか。今となっては非常に残念である。

震災直後の混乱時期であったとしても、行政が徐々に落ち着きを取り戻していたはずの時期、そして元代表理事が後々問題となる行動を取り始めた時点で、なぜ見直すことができない

を否定しており、不明瞭な点が非常に多い。

④ 職員の危機意識、担当課間や 担当職員間の連携・意思の疎通 について

今回の事件においては、前町長・前副町長の統治力が不足し、幹部職員の危機意識が欠如していたのではないか。この事業は多岐にわたっていたが、その事業に関連する課の積極的な関わりが見られなかったように思われる。業務に対して責任感を持ち、法人が実施する事業における疑問点の確認や問題点の指摘を行うべきだったのではないか。町による検証を強く求める。

当時の幹部職員の危機意識欠如の一例として、法人との契約内容の度重なる訂正、JR陸中山田駅裏の仮設飲食店の建築確認申請に関する事務手続きの不備、「御蔵の湯」建設について課長級職員のうち数人しか把握しておらず、災害対策本部会議でも問題点とされなかったことなどが挙げられる。

次に担当課間や担当職員間の連携、意思の疎通欠如の一例として、B&G山田海洋センターのヘリポート建設の目的や建設の許可者を元総務課長が把握していなかった(前町長、前副町長に

かったのか。任命権者であった前町長、実質的な事務責任者であった前副町長の責任は重い。

② 法人への緊急雇用創出事業の 委託について

被災した町民の雇用確保を最重要課題として町が法人に対し、事業内容を精査することなく事業を委託し、事業の監視・チェックを怠ったことが大きな問題であった。町は、委託契約書の変更を何度も行っており、財源に対しても、被災地だから許されるという甘い認識があったのではないか。議会は町に対して「町が主導権を持つて事業を進めなければならない」などのことを指摘した。しかし町は、人手が足りないとの回答に終始し、指摘は受け入れられなかった。この事業に対する町の姿勢に問題があったと言わざるを得ない。

はヘリポート建設については質問せず)ことや、委託契約書の前金払い割合および時期の変更に ついて前町長が把握していなかったことなどが挙げられる。

当委員会の聞き取り調査によると、B&G山田海洋センターヘリポート建設に関して元総務課長は「あのようなコンクリートで造るとは思っていなかった」と述べている。元総務課長は、建設の目的や許可者が分からないとのことだったが、町と法人との協議があったのか、誰がどのような目的で許可したのかなどについて、上司や部下に確認するべきだったのではないか。

⑤ 町監査および 県の完了検査について

第三者調査委員会の報告では、平成24年(2012)2月6日の町監査において監査委員から書類の不備の指摘があり、適正な事業執行に努めるよう意見されていたが、町が改善に向けて動き出したのが同年7月26日とのことである。

監査委員から指摘された時点で町が即座に対処できていれば、平成24年度事業の開始前にあるいは開始していても、事業費使い切り問題が発覚する前に事業中止について検討できていた

③ 「御蔵の湯」の 建設について

「御蔵の湯」建設の発端は、平成23年(2011)7月中旬に自衛隊が撤退したことにより仮設の風呂がなくなったことであるが、8月末には全ての仮設住宅が完成していた。「御蔵の湯」はボランティアの人たちが利用するという観点では良かったと言えるが、建設の必要性について大きな疑問が残る。

当委員会の聞き取り調査に対して、前副町長および元総務課長は(「御蔵の湯」が)「あのような施設になるとは思っていなかった」と答えており、事業の委託者としての認識とは思えない。

また、町は「御蔵の湯」のリース契約に関する町と県のやり取りの記録を残していないなど、事業に対するチェックに甘さがあったのではないか。前町長、前副町長、元総務課長とも県と協議してこの事業を進めたと述べており、この事業は県との協議なくして進められるものではないと思われる。しかし県はこの事業への関わり

ではないだろうか。このことから、監査委員の指摘に対する町の対応の遅れが問題を大きくした一因であると考えられる。

また、平成23年度事業の完了検査の時点で、被雇用者の平成24年(2012)3月分の給与支払いのための現金が残っていないことや、法人のずさんな経理の実態を把握し指摘していれば、平成24年度の事業継続を見直すことができたのではないか。

⑥ 議会の監視体制について

事業費使い切り問題が発覚する前から、議員は個々に議会的一般質問や予算・決算特別委員会、全員協議会の場でこの事業に関する疑問点を指摘していた。しかし事態は改善されず、平成24年(2012)12月の問題発覚に至った。

疑問点を指摘するだけで終わらせず、議会の権限である検査権や調査権を行使するなど議会全体での行動を起こしていれば、事業の見直しについて町に提言することができたのではないか。

この問題は、震災で町が壊滅的な被害を受けるといふ非常事態の中で起きたものである。問題の発端は、元代表理事の身元確認を行わない

まま重用し、事業を適正に執行できる確証もない法人に委託したことである。

当委員会の聞き取り調査の中で、前町長は退任まで問題意識を持っておらず、前副町長は疑念を持っていなかったことが分かった。震災直後の混乱の中で数多くの難題に対し迅速に対処してきた点は評価できるが、非常時に冷静な意思決定をし、適正な事務執行をするために職員を統率しなければならぬ立場だった前町長・前副町長がこのような認識だったことがこの問題の最大の原因ではないか。前町長、前副町長は自らの責任を認め、在職当時の給料の一定額を返納したが、やはり前町長、前副町長の責任は重いと云わざるを得ない。

今後このような問題を二度と起こさないようにするためには、町はより適正で効率的な事務執行体制を築くとともに積極的な情報公開を行い、議会はより充実した監視体制の確立を目指さなければならない。

町はこの問題を教訓とし、非常時であっても冷静な統治力の発揮と、公正・適正な事務処理を執行できる組織体制整備に努め、職員は法令遵守と組織内の連携・意思疎通を徹底してもらいたい。

当委員会は、復興やまだ応援事業に関する問題の全容解明に向け調査を行ってきたが、調査中に町が提訴・告訴したこともあり全容解明には至らなかった。しかし、現在この問題についての裁判が進行中であり、議会は裁判の経過を見守っていく。

また、町の事務執行が適法・適正、そして公平・効率的に行われているか、町民の立場に立つて監視を行っていく。そのため、今後はさらに監視体制の強化を図るとともに、より一層の民意の反映に努めたい。そして、一日も早い復興・復興を目指し、「町政を支える両輪」の一つとして町とともに全力で取り組んでいきたい。(平成26年(2014)9月19日 山田町議会定例会報告)

問題が起きた原因は何処に

【山田町議会調査報告書の指摘】

私が山田町の町長に就任させていただいたのは、震災翌年の平成24年(2012)7月のことであった。町長としての引継ぎ事項には、「NPO 法人大雪りばあねっと」に関して「現在行っている緊急雇用創出事業によって町民の雇用が奪われているので、徐々に規模を縮小することが望ましい」という文言だけがあった。

当時、町内の至るところががれきで埋め尽くされ、町民誰もが奈落の底に突き落され、わらにもすがりたい気持ちになっていた。そんな中で、全国各地から多くの支援団体の方々が来町されて復興のためにご尽力くださったことに対し、あらためて心から感謝申し上げたい。

そんな支援団体の中に、後に「業務上横領」の犯罪に手を染めて町を混乱に陥れた団体があったことは痛恨の極みである。当初この団体は、遺体捜索などに積極的に参加して目覚ましい実績を上げていた。このため当時の町の幹部は、団体の代表者の履歴書も徴さず、また外部からの忠告も無視する形で町の「参与」という肩書を与えて重用し、緊急雇用創出事業の運営を任せる形になった。また平成23年度末の岩手県の「完了検査」においても、一部疑義は持たれたものの結果的に検査は終了し、平成24年度も事業委託が継続された。

私が町長に就任して間もない平成24年(2012)8月頃から、団体の不明朗な運営などが指摘されるようになり、12月に私はこの事業の打ち切

りを決断するに至った。しかし多くの雇用者から、「お正月を控えているこの時期に、我々はどうすればいいのか」という切羽詰まった声が浴びせられることもあった。

以上のような経過をたどったあと、民事訴訟を提起、そして刑事告訴から元代表理事の逮捕に至り、業務上横領の罪により懲役6年の刑が確定した。その後、民事裁判も終了し、平成25年(2013)1月の事業打ち切りから平成31年(2019)3月の民事裁判終了まで、約6年に及んだ。

これら一連の事件を通じて、いくら混乱の極みにあったとしても、町は町民のための最後の砦でなければならぬこと、またそのためには、トップとしての判断を誤ってはいけないことなど、多くの教訓を得た。また、NPO問題に関する「第三者調査委員会」から提言された、町における「情報の共有」「横の連携」「縦の信頼関係」を、重要な要素として受け止めなければならない。

震災後10年を迎えるこの時期に、町に暗い影を落としたこの問題を記録として後世に伝えることはもとより、二度と起こしてはならない事件として、改めて職員とともに法令順守の徹底を図って参りたい。

この事件は、自然災害である大津波への備えと同様に、町・町民の共通の教訓として、決して忘れてはならないことだと思っている。

事件を振り返って

山田町長

佐藤 信逸

山田町復興記録誌〔別冊〕

「NPO法人大雪りばぁねっと事件」その背景と教訓

令和3年3月11日発行

【発行】

山田町

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

電話 0193-82-3111

FAX 0193-82-4989

<https://www.town.yamada.iwate.jp/>

【編集】

山田町・川口印刷工業株式会社

【印刷】

川口印刷工業株式会社